平成２１年（フ）第４５８号
埼玉県川越市稲荷町16番地25　フレンドリーテラス上福岡202号室
債務者　塚本　美加
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７４号
埼玉県川越市大字木野目499番地４
債務者　原島　正三
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７８号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷342番地３　第２若竹荘203号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷11番地４　ハイツ遠藤202号
債務者　川村　義春
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５３号
埼玉県行田市棚田町３丁目３番地３
債務者　宮澤　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３号
京都府舞鶴市字常363番地―３棟507号
債務者　野間　禮子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
京都府舞鶴市字引土973番地
債務者　渋谷久美子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
京都府舞鶴市森本町５番地12
債務者　池田　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４７５０号
大阪市東成区中道２丁目22番２―403号
債務者　和井田順子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６０号
大阪府寝屋川市大成町１番20号
債務者　惣門　雪恵
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５１号
大阪府豊中市曽根東町２丁目９番11―702号
債務者　脇田　一雄
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２４号
大阪府豊中市中桜塚３丁目４番20―303号
債務者　山岸　育子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７１号
大阪府吹田市樫切山18番４―502号
債務者　山田　昌俊
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３２１号
大阪市東成区中道２丁目３番21号
債務者　梁川千**歳**こと　梁　　千**歳**
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３５２号
大阪市住吉区南住吉４丁目６番33―202号
債務者　宮谷　　亮
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９１号
大阪府四條畷市米崎町12番36号
債務者　折笠　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０１７号
大阪市西区九条１丁目23番14―905号
債務者　野口千枝子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７０号
大阪市中央区高津２丁目４番20号　マッセ高津メゾンエルム403号
債務者　鄭　　有珍
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで大阪地方裁判所第６民事部